



# 鳥取県公報

平成15年9月12日(金)  
号外第119号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則(75)(子ども家庭課).....	1
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(76)( ).....	2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 保育士資格の喪失の届出書の様式を定めることとした。(第2条、新様式第1号関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成15年11月29日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第75号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和53年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(卒業) 第9条 別表第2に定める修業教科目数及び単位数以上の修業教科目及び単位を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第1号)及び指定保育士養成施設卒業証明書を授与する。	(卒業) 第9条 別表第2に定める修業教科目数及び単位数以上の修業教科目及び単位を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第1号)及び保育士資格証明書(様式第2号)を授与する。

第2条 鳥取県立保育専門学院学則の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号及び第3号 削除

附 則

この規則は、平成15年11月29日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第76号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 福祉の措置の実施（第3条 - 第15条）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（保育士資格の喪失の届出）</p> <p>第2条 省令第6条の34の規定による届出は、保育士資格喪失届（様式第1号）を提出してしなければならない。</p> <p>第2章 福祉の措置の実施</p> <p>（育成医療の給付の申請）</p> <p>第3条 省令第7条第1項の規定による申請は、育成医療給付申請書（様式第2号）を提出してしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 福祉の措置の実施（第2条 - 第15条）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 福祉の措置の実施</p> <p>（育成医療の給付の申請）</p> <p>第2条 省令第7条第1項の規定による申請は、育成医療給付申請書（様式第1号）を提出してしなければならない。</p> <p>第3条 削除</p>

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

保育士資格喪失届

職 氏                      名 様

保育士の資格を喪失したので、児童福祉法施行規則第6条の34の規定により、関係書類を添えて次のとおり届けます。

年    月    日

郵便番号

住            所

フリガナ

届出者 氏            名

印

本人との関係

電話番号

登録年月日	年            月            日
登録番号	
フリガナ	
氏            名	
資格喪失年月日	年            月            日
資格を喪失した事由	死亡し、又は失踪 <sup>そつ</sup> の宣言を受けた。 次のいずれかに該当するに至った。 成年被後見人又は被保佐人 禁錮 <sup>こ</sup> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって児童福祉法施行令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

注1 児童福祉法施行規則第6条の34第1号に掲げる事由に係る届出者は、戸籍法に規定する死亡若しくは失踪<sup>そつ</sup>の届出義務者又は法定代理人であること。

2 「登録年月日」欄、「登録番号」欄及び「氏名」欄は、保育士登録証に基づき記載すること。

3 「資格を喪失した事由」欄は、該当する事由の にレ印を記入すること。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 保育士登録証及び資格を喪失した事由を証明する書類

附 則

この規則は、平成15年11月29日から施行する。

